	ＪＩＳ　Ｚ4324 ＪＩＳ　Ｚ4325 ＪＩＳ　Ｚ4330 ＪＩＳ　Ｚ4333 ＪＩＳ　Ｚ4335
対光安定性試験	ＪＩＳ　Ｚ4301 ＪＩＳ　Ｚ4302 ＪＩＳ　Ｚ4314 ＪＩＳ　Ｚ4320 ＪＩＳ　Ｚ4323 ＪＩＳ　Ｚ4335
温度・耐湿特性試験	ＪＩＳ　Ｚ4312 ＪＩＳ　Ｚ4314 ＪＩＳ　Ｚ4316 ＪＩＳ　Ｚ4317 ＪＩＳ　Ｚ4324 ＪＩＳ　Ｚ4325 ＪＩＳ　Ｚ4329 ＪＩＳ　Ｚ4330 ＪＩＳ　Ｚ4333
遮へい能力試験	ＪＩＳ　Ｚ4501 ＪＩＳ　Ｚ4560 ＪＩＳ　Ｚ4606 ＪＩＳ　Ｚ4608 ＪＩＳ　Ｚ4613 ＪＩＳ　Ｚ4614 ＪＩＳ　Ｚ4701 ＪＩＳ　Ｚ4704 ＪＩＳ　Ｚ4819 ＪＩＳ　Ｚ4901
色彩試験	ＪＩＳ　Ｚ8721
反射・透過物体色試験	ＪＩＳ　Ｚ8722
光沢度試験	ＪＩＳ　Ｚ8741
掃除機性能試験	ＪＩＳ　Ｃ9108
光触媒材料空気浄化性能試験	ＪＩＳ　Ｒ1701－1 ＪＩＳ　Ｒ1701－2 ＪＩＳ　Ｒ1701－3 ＪＩＳ　Ｒ1701－4 ＪＩＳ　Ｒ1701－5
ろ過流量試験	ＪＩＳ　Ｓ3201
除去性能試験	ＪＩＳ　Ｓ3201
振動減衰特性試験	ＪＩＳ　Ｇ0602 ＪＩＳ　Ｋ7391

備考　この表の（ロ）の欄には、（ロ）の試験方法を引用しているＪＩＳを含むものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際現に改正前の工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（平成二十三年経済産業省告示第百七十五号。以下「旧告示」という。）により、旧告示別表の（イ）の欄の試験方法の区分について工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第五十七条第一項又は第六十五条第一項の登録（以下単に「登録」という。）を受けている試験事業者の試験所は、当該試験方法の区分に対応するこの告示の別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録を受けているものとみなす。

3　この告示の施行の際現に旧告示別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録の申請を行っている試験事業者の試験所は、当該試験方法の区分に対応するこの告示の別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録の申請を行ったものとみなす。

○国土交通省告示第二百三十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月十二日　　国土交通大臣　前田　武志

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第７項」を「第８項」に改め、同条に次の一項を加える。

8　貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が８ｔを超えるもの及び貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車に限る。）であって車両総重量が13ｔを超えるものには、別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合する前方障害物との衝突による被害を軽減することができる装置を備えた制動装置を備えなければならない。

第二十一条第四項第二号中「同規則第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足改訂版」に改め、「以下」の下に「この条及び」を加え、同項第五号中「第４改訂版」を「同規則第４改訂版」に改め、「以下」の下に「この条及び」を加え、「協定規則第94号第２改訂版の規則5. 2. 8. から5. 2. 8. 3. までの規定」を「協定規則第94号の技術的な要件」に改める。

第二十二条第九項中「同規則第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足改訂版」に改め、「限る。以下」の下に「この条及び」を加える。

第二十条第二項中「同規則第７改訂版補足改訂版」を「同規則第７改訂版補足第２改訂版」に改める。

第二十二条第１項中「）の強度」を「以下同じ。）の強度」に、「「協定」を「協定」に、「要件」」を「要件」に、「協定規則第14号の5. 3. 8. の規定」を「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第２改訂版の規則5. 3. 8. に限る。）の規定」に改める。